

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和 8 年 9 月 29 日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

(1) 業務の名称

理工系等の女性が少ない分野の魅力発信ツール作成及び情報発信等業務委託（以下「本件業務」という。）

(2) 業務内容

理工系等の女性が少ない分野の魅力発信ツール作成及び情報発信等業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の別添 1「理工系等の女性が少ない分野の魅力発信ツール作成及び情報発信等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 10 日まで

(4) 提案限度額

金 1,500,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格要件

この公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加する資格を有する者は、単独事業者とし、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が次のいずれにも登録されていること

（ア）「イベント・広告・企画」の「映画・ビデオ制作」

（イ）「イベント・広告・企画」の「広告・広報」

（ウ）「イベント・広告・企画」の「デザイン企画」

ウ 令和 8 年 9 月 29 日（火）から本件業務の企画提案書の提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 令和 8 年 9 月 29 日（火）から本件業務の企画提案書の提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が駐在していることが確認できる場合に限る。

3 審査方法

審査は、「理工系等の女性が少ない分野の魅力発信ツール作成及び情報発信等業務委託プロポーザル審査会」を開催し、提出された書類によって、実施要領の別添 2「理工系等の女性が少ない分野の魅力発信ツール作成及び情報発信等業務委託プロポーザル審査要領」に基づき、審査委員が個別に審査採点（100 点満点）し、その点数を合計する方法により得点を算出して行う。

4 選定方法

3により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

5 手続き等

(1) 書類の提出先及び問合せ先

〒682-0816 倉吉市駄経寺町 212-5 エースパック未来中心内
鳥取県男女協働未来創造本部未来創造課
電 話 0858-23-3976
ファクシミリ 0858-23-3989
電子メール mirai-souzou@pref.tottori.lg.jp
ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/miraisouzou/>

(2) 実施要領及び仕様書等の交付

実施要領及び仕様書等は、本件調達の公告日から令和8年10月23日（金）までの間にインターネットの鳥取県男女協働未来創造本部未来創造課ホームページ
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/miraisouzou/>) から入手するものとする。

6 参加表明書等及び企画提案書の提出

(1) 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、令和8年10月16日（金）までの日（鳥取県男女協働未来創造センター「よりん彩」の休館日（月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日））を除く。）の午前9時から午後5時15分までに、実施要領5（1）に掲げる有効な提出書類を実施要領15の場所に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により提出期限までに必着のこととする。持参による場合を除き、実施要領15の場所に事前に電話連絡すること。

(2) 企画提案書の提出

上記（1）に掲げる有効な参加表明書等を提出期限までに提出した者であって、本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、令和8年10月23日（金）までの日（鳥取県男女協働未来創造センター「よりん彩」の休館日（月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日））を除く。）の午前9時から午後5時15分までに実施要領6（1）に記載する企画提案書等を作成の上、実施要領15の場所に持参又は郵送により提出すること。郵送による場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により提出期限までに必着のこととし、併せて実施要領15の場所に事前に電話連絡すること。

7 プレゼンテーションの実施

企画提案の審査に当たり、提案者は、審査会の審査員に対してプレゼンテーションを行うこと。

(1) 日時 令和8年10月下旬予定

(2) その他

正式な開催日時、集合時間及び会場等は、別途提案者に通知する。

なお、プレゼンテーションの実施方法を変更する場合は、提案者に別途通知する。

8 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。

この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。

協議が不調のときは、4により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

9 契約保証金

契約の相手方（以下「受注者」という）は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10 暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

キ 暴力団もしくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

11 その他

詳細は、実施要領による。